

未活用町有地の公募貸付実施要綱

1. 趣旨

この要綱は、海陽町が保有する、遊休地及び遊休施設（以下「未活用町有地」という。）について、地域活性を目指し有効活用を積極的に推進していくため、稼働中の施設を除く未活用町有地を対象に、個人・法人を問わず貸付を行うのに必要な事項を定めるものとする。

2. 制度概要

提案募集物件のうち、貸付を希望する物件について、随時、提案を募集する。

貸付申込みがあった際は、貸付申込者の資格要件及び使用計画等を審査の上、借受人を決定する。

3. 提案募集の対象

(1) 募集対象

- ・町が保有する土地・建物に関する提案

(2) 対象となる提案

- ・提案者自らが主体となり実施する事業
- ・今ある公共空間をよりよくする事業
- ・空きスペース、施設の有効活用、閉校施設の再利用、効果的な施設管理、既存施設を利用した自主事業の実施など。

(3) 対象とならない提案

- ・政治的又は宗教目的での使用と認められる場合
- ・有害図書類、危険物、その他公益性に欠けるものの販売、展示をする場合
- ・公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切と判断される場合
- ・騒音、振動、粉塵、悪臭などが発生し、周辺住民の生活環境が損なわれる恐れがある場合

(4) 貸付にあたっての注意事項

- ・原則、現況での貸付とする
- ・部分貸付も可能である
- ・貸付の権利の譲渡を禁止する
- ・契約後に了承を得ないで貸付物件の転貸、用途変更、現状変更、予定外の建物、工作物等の設置を禁止する
- ・原則、貸付期間終了後は現状を回復して返還しなければならない
- ・海陽町が公用または公共用に使用する場合は貸付期間の途中であっても返還しなければならない

- ・同物件に同時に提案があった際は、提案内容の審査の結果、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者とする

4. 貸付料

「海陽町財産及び使用量に関する取り決め」に則り算出

- ・土地の場合
近隣の固定資産評価額×1/10000×面積×使用日数
ただし、町外の方は上記費用の1.2倍とする。
- ・建物（耐火構造）の場合
評価額×残存年数/70×6/1000×面積
- ・建物（準耐火構造）の場合
評価額×残存年数/45×6/1000×面積
- ・建物（木造）の場合
評価額×残存年数/30×6/1000×面積

5. 参加資格

(1) 提案者

- ・提案した事業を実施する意思と能力のある者（個人・法人問わず）又はそのグループ（共同体）
- ・グループの場合は代表者を1名選出し、参加者の構成・各役割分担を明示すること。
代表者は、各手続きを代表して行うこととする。

(2) 提案者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができない。

- ・暴力団及び暴力団員等が関係していると認められる場合
- ・居住市町村の公納金の滞納をしている者（法人についても同じとする。）
- ・その他、海陽町が貸付を適当でないと認める者

6. 提案書の受付

(1) 提案書の受付

下記の書類を受付窓口へ提出すること（持参または郵送）。

【受付窓口】

〒775-0295

徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地

海陽町役場 行革政策課

【提出書類】

- ・提案書（様式1）
- ・提案概要書（任意様式）
- ・完納証明書（法人の場合、法人名義と代表者分を添付すること。）
- ・その他町長が必要と認める書類

(2) 提案にかかる留意事項

- ・提案に係る全ての費用は、提案者が負担するものとする。
- ・提案書の受付後、提案資格が無いと判明した場合は、その時点で失格とする。

7. その他

- ・受付した提案については町で審査し、公共性、活用の方向性等を決定した後、提案者に通知する。
- ・採用された提案については、選定された事業者が契約内容について承諾した場合に契約を締結する。